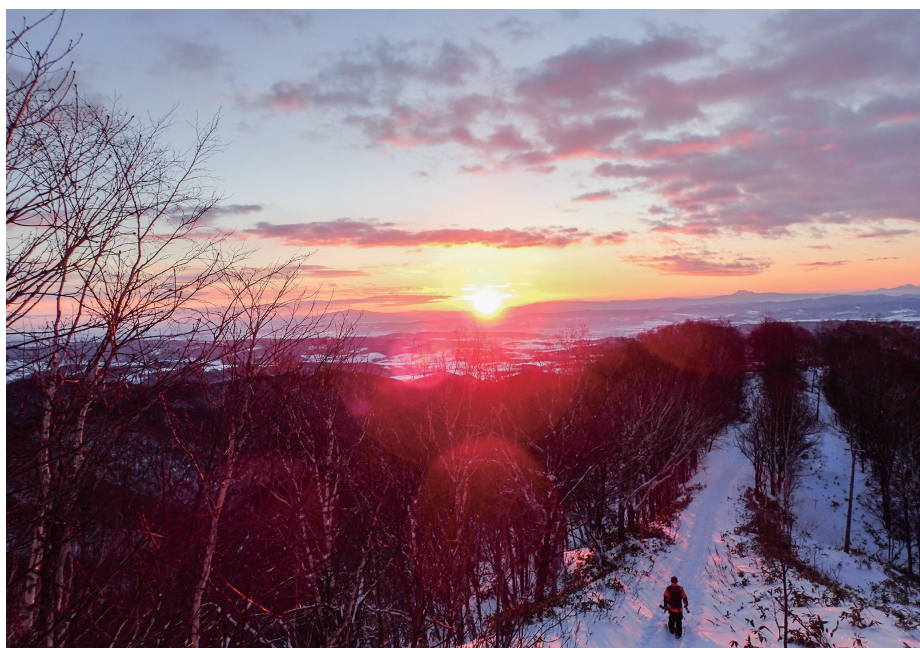


会報 くしろ



仁頃山からの初日の出



一等三角点（似頃山）



発行所

釧路市宮本1丁目2番4号
釧路土地家屋調査士会
TEL.0154-41-3463

編集

広報部

制作

(株) 藤プリント

第115号

撮影者：長岡



会 長 挨拶

釧路土地家屋調査士会

会 長 坂 下 直 樹

新年あけましておめでとうございます。今年は雪が少なく、会員の皆様方には健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より会務運営につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年7月に大阪府北部地震、西日本を中心とした豪雨、そして9月には北海道胆振東部地震と多くの自然災害が発生し甚大な被害をもたらしました。また、胆振東部地震では発電所の停止により北海道中がブラックアウトという今までに経験したことがない災害となりました。私が住む帯広でも丸二日停電が続き、スーパー、コンビニには品物がなく、道路の信号も消えている状態でした。ただ、ガス、水道は通常どおり使用でき、季節が初秋であったことが不幸中の幸いでした。この季節が冬であった場合を想定すると、さらなる人的被害があったのではと考えられます。日頃からの災害に対する備えの重要性を痛感した経験でした。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈りいたします。

さて、昨年の定時総会におきまして、会員の皆様のご理解とご協力により「再委託業務は受託しない旨の宣言」を無事可決承認いただきました。昨年10月には札幌会、11月には旭川会で臨時総会により可決承認されました。この広報誌が出ている頃には函館会でも承認されていることと思います。この「再委託問題」は、昨年の第1回全国会長会議でも議題として取り上げられ、全国の会長からも今回の北海道ブロックの活動を後押しする旨の意見をいただきました。また、連合会からは、「北海道の再委託の実態は土地家屋調査士業務において適切な取扱いがなされていない」との文書も発出されました。今年度は、北海道の土地家屋調査士にとって大きな節目の年になったと思っています。しかし、この問題はこれで終わりではなくこれからがスタートです。これらを踏まえ発注官公署に対し分離発注への理解をしていただくため、丁寧な説明が必要になってきます。これは会長としての責務と思っていますので、機会を見て説明に廻ろうと考えています。会員の皆

様も日々官公署に行かれる中で、担当者から説明を求められましたら会の方へ申し出て下さい。できる限り私が訪問し説明しようと思います。ご協力をよろしくお願い致します。

それから実施が遅れている資格者代理人方式のオンライン申請ですが、第2回全国会長会議で民事二課から説明がありました。遅れている理由としては、どうしても権利の登記においては難しいとのことで協議が整わないとのことです。そこで表示に関する登記について資格者代理人方式を進めるという事になりました。実施予定としては、来年度の上半期には運用開始したいとのことです。法改正はせず、施行通達の改正とし、不動産登記令13条に基づく申請で93条報告書に原本確認の記載をすることが要件となります。また、すべての表示に関する登記に適用されるものではなく、例えば、分筆後の土地についての抵当権消滅承諾書は例外となります。いずれにしても実施に際しては、研修会等で周知を図る予定です。

オンライン申請に関しては、釧路局管内ではまだ60%程度の申請率です。本会では、常時オンライン申請のサポートを受け付けていますので、オンライン申請をされていない方はご遠慮なく本会、役員に申しつけ下さい。

我々を取り巻く環境は、日々変化していきます。いわゆる「所有者不明土地・空き家問題」、「長期相続登記未了土地問題」等、続々法制化されていきます。土地家屋調査士は、資格者としてその中で生き延びることができるのでしょうか。手をこまねいては社会にとって不要な資格となるかもしれません。本会としましても法務局、連合会とも連携し会員の皆様へ情報発信していく所存です。また、会員の皆様方には日々の業務に精励していただき、土地家屋調査士の存在意義向上のため、本会に対しご意見等をいただければ幸いに存じます。

結びに、会員皆様方のご健康・ご活躍を祈念致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。今年もよろしくお願い致します。



年頭の御挨拶

釧路地方法務局

局長 中 富 喜 浩

新年明けましておめでとうございます。

釧路土地家屋調査士会会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、平素から不動産の表示に関する登記行政の運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

近年、土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続登記がされず、土地の所有権登記名義人又は表題部所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、公共事業に伴う用地取得等に支障を来すなどの、いわゆる「長期相続登記未了土地」問題が顕在化しており、国会でも取り上げられるなど、社会的な関心を集めている状況にあります。

このような状況を踏まえ、法務省では社会のニーズに応えるべく、相続登記促進の様々な諸政策に取り組んでいます。

本年度から開始した「長期相続登記未了土地解消作業」を始め、「法定相続情報証明制度」及び「相続登記促進のための登録免許税の特例」の導入、「空家等対策」の推進が行われ、今後は「法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度」の創設及び表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない「変則型登記の解消作業」が予定されています。当局におきましても、引き続き、相続登記促進のための各種施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様におかれましても、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

登記所備付地図作成作業につきましては、平成30年度、帯広支局管内の帯広市新町及び緑ヶ丘の地区において、1年目作業として平成31年度に向けて4級基準点設置作業を終えております。また、本局管内の釧路市幣舞町、千代ノ浦等の地区において、2

年目作業として一筆地測量、一次・二次立会等の各作業を行い、縦覧を昨年11月30日から12月2日までの期間実施したところですが、特段の異議の申出もなく、筆界確定率は98%を上回る見込みとなっています。これらの地図作成は法務局の重要施策でありますので、今後も地域住民の皆様の期待に応えられるよう、引き続き積極的に実施していきたいと考えております。

次に、筆界特定事件については、平成18年1月の制度創設以来、平成29年度末までに全国で30,000件を超える申請がされ、法務局としては大きな手応えを感じているところですが、当局管内におきましては、平成26年以降、申請件数が減少傾向にあり、筆界特定制度の周知が非常に大切であると考えております。

そこで、国民からの筆界及び境界問題に関する相談に対し、筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR及びその他の解決について適切な助言等を行うとともに、両制度に対する理解を深めてもらうことを目的として、昨年11月1日から、本局、帯広支局及び北見支局に、釧路地方法務局及び境界問題解決支援センター道東合同による「筆界・境界問題に関する相談所」を開設いたしました。会員の皆様におかれましては、本相談所の趣旨を御理解の上、活用していただき、更なる筆界特定事件の掘り起こしに御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、皆様が地域社会に貢献されますことを御期待申し上げますとともに、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年ご挨拶

釧路司法書士会

会長 野村 一 仁

新年明けましておめでとうございます。

釧路土地家屋調査士会会員の皆様、平成31年の新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

日頃から、司法書士制度に御理解と御支援または御協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、大雪や豪雨といった自然の猛威に見舞われ、9月6日、私達がかつて経験したことの無い最大震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、大規模な土砂災害、家屋の倒壊や道路の陥没など甚大な被害が生じ、土地家屋調査士会会員の皆様も、災害からの復旧・復興に向けて被災者のために土地の境界・測量等に関しご尽力されていたことと推察いたします。大変ご苦労様です。これからも被災者のためにご活躍ください。

さて、ここで本紙面をお借りして、司法書士会の活動について、ご報告したいと思います。

日本司法書士会連合会では、今次の司法書士法改正や日本司法書士会連合会役員選挙における予選制導入等に向けて調整中であります。

まず司法書士法改正については、「使命規定の新設」・「司法書士の懲戒処分と手続保障」・「除斥期間の創設」等について、日本司法書士会連合会及び日本司法書士政治連盟が、関係省庁に対して、不断に継続して働きかけをしており、何とか前進する見込みの様です。

また、日司連役員選挙における予選制導入については、司法書士を取り巻く周辺環境や構造改革が、IT化やAI技術の急速な進歩により、これまでの概念を超える進歩状況にあり、災害或いは不祥事等の不測かつ緊急の事態に、迅速に対応することが求められているので、執行体制の移行時には、可及的速やかな対応を行うために、対策本部や委員会等の組織準備期間を考慮することにより、執行の継続性を確保しかつ停滞期間を生じさせないとともに、不測又は緊急の事態に対応することを目的として、予

選制を導入することを提案しています。

相続登記未了問題への対応については、所有者不明土地が大きな社会問題となっており、昨年7月の西日本豪雨で決壊が相次いだため池については、全国にある約20万カ所のうち、所有者などの記録がそろっているのは半数の約9万6000カ所にとどまることが農林水産省の調査で判明しました。

平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、法務省関連の制度が施行されました。

この特別措置法は、法務省関連の制度として、登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すものです。

平成30年10月25日釧路地方法務局からの入札公告、入札名「長期相続登記等未了土地解消作業（登記名義人207名分）」の委託一式を当会の会員兼貴会会員が入札・落札し、現在受託業務を遂行しているところです。

これは、我々土地家屋調査士と司法書士が、不動産登記の専門家として長年不動産登記のスペシャリストとしての実績を積んできたものであり、また、いろいろな諸問題について積極的に学び、正確に把握する事に努めるように、研鑽を積み重ね、迅速かつ的確な対応ができるようになった賜物です。

各方面からの土地家屋調査士制度・司法書士制度に対する期待に応え、ともに更なる可能性を広げて参りましょう。

最後になりましたが、釧路土地家屋調査士会の益々の御発展と会員の皆様のご多幸を祈念申しあげまして新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 笥 清 秀

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。新年に際し、新たな思いを胸にいだかれ、さわやかな新春をお迎えになったことと推察し、お喜び申し上げます。又、日ごろより当公嘱協会の運営・活動に暖かいご理解・ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

昨年、オホーツク支所が計画した自主事業が、6月1日の理事会で承認され、2級基準点に相当する登記基準点5点を設置いたしました。北見市は平成16年・平成17年に独立法人都市再生機構で街区基準点が設置されていますが、その対象地はD I D地区(4000人/1km²)となっていて、計画地の北見市西三輪及び東相内町は、市街化区域でありながら、その条件をみたされない将来の新興住宅地であります。日本土地家屋調査士連合会の認定をうけ、平成30年9月28日にオホーツク支所山腰支所長から辻北見市長へ登記基準点の成果品が寄贈されました。寄贈式は北海道建設新聞等に掲載されました。その効果は、不動産取引の安全とインフラ整備の基礎となることを確信しています。

昨年の6月1日に岩手県公嘱協会県央地区の6名の社員の方々が、北方領土の現地研修する際、釧路公嘱協会と意見交換会を持ちたいと要請がありました。提供された資料から、岩手県公嘱協会(社員総数117名)は、5つの地区で構成されていて、その実績は7億4千万円となっています。県央地区は花巻市・北上市等を中心とする地区で、登録社員は18名、受託金額1億3千万円は驚きの実績であります。岩手公嘱協会は自主事業が積極的な協会で平成14年からGPS測量により電子基準点のみを既知点として1級登記基準点の設置に取組み、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震前まで、2級・3級基準点を含め8000点の基準点の事業となったとのこと。地震後、震源地に近い電子基準点で東南東に約5.3m地殻変動があったと、国土地理院の発表を受けて、平成23年11月から1年をかけて、560点の1級登記基準点改測事業を実施したとのこと。岩手県の電子

基準点の設置点数は34点の密度と比較すると事業の大きさと社員の団結力には驚愕いたします。現地研修は県央地区慶長地区長を中心に根室支局を訪問し、北方四島の公図・土地台帳等を閲覧したかったようでしたが、諸事情によりかなわなかったと残念がっておられました。意見交換会は当協会から5名の理事が対応し、刺激ある意義のあるものでありました。

平成20年から始まった登記所備付地図作成作業も今年が10年目。平成29年度の釧路支所の担当する2年目の釧路市大川町・幣舞町・富士見町等地区の地図作成作業は縦覧をへて、境界確定率100%の期待がもたれています。2月末日に向けて成果品のとりまとめの時期に入ります。

平成30年8月3日に契約させていただきました十勝支所の担当する帯広市新町・緑ヶ丘地区の登記所備付地図作成作業の1年目作業の4級基準点測量等は、成果品の納品を完了しています。今年、一筆測量となりますが、特に緑ヶ丘地区は、筆界の復元力が脆弱な地域であり、まさに地図混乱地域に該当します。法務局の皆様のご指導のもと、積み上げた実績・技能を過信することなく、さらに磨き上げ、精度の良い地図作成をお願いいたします。

平成30年8月9日落札できました農林水産省経営局の国有農地(開拓財産)測量(約5町歩)は、十勝支所とオホーツク支所の両区域においての業務でしたが、金額が約30%減の結果で12月中旬に納品されています。

昨年は、北海道開発局への要望書の提出で、様々な情報が飛び交いました。分離発注が現実につながるかどうか、又、その方法すら見えません。新元号の年は、確実に当協会の良き年へ羽ばたきの一年であったで終わりたいと考えているところではあります。

最後になりますが、公嘱協会のさらなる継続・発展はもとより、また、皆様におかれましては健康に留意され、素晴らしい年で有りますよう、ご祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

相続手続の現場にて

釧路土地家屋調査士会 顧問弁護士

箕 島 弘 幸



自筆証書遺言の方式緩和を皮切りに、改正相続法が順次施行されています。最近は「40年ぶりの相続法改正」と銘打った特集を目にする機会も多く、世間の関心の高さがうかがわれます。

相続手続に関する法律知識は、書籍やインターネットで簡単に手に入れます。しかし、実際に当事者として相続手続に関わったことがあるという方は必ずしも多くはないでしょう。

相続手続では、実際に体験しないとわからない負担に直面することがあります。今回は、書籍等ではあまり語られない苦勞を3つご紹介いたします。

1 相続人が多数に及ぶ場合

相続手続が長年放置された結果、数次相続が生じ、相続人が数十名になってしまった事例に接することがあります。相続人は、時間が経つにつれてどんどん拡散し、収束していくことはめったにありません。つくづく、相続手続は早めにやるべきと思います。

放置された相続手続を始動させるきっかけは、多くは、「不動産処分の必要」です。ご案内のとおり、相続登記は、原則として、相続人全員の印鑑が必要となります。1人の印鑑でも欠けると登記ができないことは、大きなプレッシャーです。数十人を交渉相手とすると、非協力的な方のみならず、音信不通者や意思能力に問題がある方が現れる可能性も増えます。1人でもそのような方がいると、とても骨の折れる手続になってしまいます。

私は、相続人多数の相続手続を受任する際は、早期に家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立てるようにしています。家庭裁判所で手続を行えば、時間はかかっても最終的には裁判官の職権判断により相続登記ができるようになります。事前交渉を試みるより、結果として処理が早い気がします。

2 自筆証書遺言を残すなら…

自筆証書遺言は、紙とペンと印鑑があれば作成できます。手軽に利用できるのが強みですが、反面、専門家が関与しないため、記載に不備があり、望んだ結果を実現できない例が見受けられます。

特に問題が生じがちなのは、不動産の遺贈です。不動産の特定が足りず、登記できないのが典型です。本人は当然伝わるだろうと考えているのですが、「私の自宅」といった記載のみで、所在や地番が抜けている遺言書では、登記は困難です。相続人に意図が伝わっても、登記官には正確な意図が伝わりません。

このような場合、相続人全員から承諾書をもらうか、訴え提起して判決で登記することを考えざるを得ません。そこまでするのであれば、遺産分割協議書を作成したり、遺産分割調停を申し立てるのと手間が変わらず、遺言書を残す意味は乏しくなります。

不動産の特定には、十分な注意が必要です。

3 金融機関での手続

預貯金の相続手続は、金融機関によって驚くほど異なります。提出書類、対応窓口（口座開設支店でしか手続対応しないところもあれば、「相続事務センター」のような部署に集約されているところもある）、払戻までの期間（即日から数週間まで）、本人が店頭へ赴く必要の有無等々、各金融機関が独自に手続を組み立てているため、個別確認が必要です。

さらに、イレギュラー業務のためか、店頭へ手続に赴くと、1時間単位の待ち時間が生じます。朝9時から金融機関まわりをはじめて、夕方までに3行しかいけなかった苦い経験もあります。預貯金の相続手続には忍耐力と時間の余裕が必要です。

自主事業の実施（2級登記基準点の設置）

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 オホーツク支所長

山 腰 俊 司



公嘱協会が公益社団法人に移行したことにより、自らの費用を持って自主的に事業を行うことを義務付けられたところです（これを自主事業という）。当協会は公益社団法人に移行後、2回自主事業を行っています。今年度の自主事業として2級登記基準点あいのないの設置を、北見市の東相内町地区で実施をしました。

平成29年3月に国土交通省土地・建物産業局地籍整備課より、認証登記基準点が地籍測量の基準点として扱われるとの、情報がもたらされました。北見市は平成17年より地籍調査を実施しています。今回2級登記基準点を実施した東相内町地区は、街区基準点設置当時から市街化区域であったが、D I D地区に該当しなかったことから、街区基準点が設置されておりません。しかし、依然として市街地の拡大傾向がみられるため、地籍測量実施予定地区になっています。

事業実施に当たっては、設置後は北見市に移管し、北見市が維持管理を行い、広く分筆測量等の地積測量図の与点として使用され、地籍測量が当該地に入

った時には地籍測量の基準点として使用されることになっています。

登記基準点設置の課題は、公共基準点としてのすべての要件を満たしているにもかかわらず、原則公共測量には使用できないことではないでしょうか。法14条地図作成作業の将来展望を見据えて、法務省と調査士会挙げて規制緩和を目指して取り組まれることを望みます。

北見市へ移管するに当り、寄贈式を北見市長応接室で行うことができました。辻北見市長からは、まちづくり整備の基礎となる基準点を寄贈いただき、有効に利用させていただきますと感謝の言葉をいただきました。今回の寄贈式を行うに当り、北見市役所の担当職員の方には、大変お世話になりましたことを厚くお礼申し上げます。

寄 附 目 録 2級登記基準点 5点

寄 贈 月 日 平成30年9月8日

寄贈式月日 平成30年9月28日



寄 贈 式



認定登記基準点

子供の遠足といただいた苗木

釧路土地家屋調査士会 釧路支部

笠井 昭 義



今から30年以上前のこと、長女が小学校一年生位の時、学校主催の親子バス遠足の機会があり、家内も参加しました。行く先は、標津町内で大西様の庭を見学するとのことでした。親子で楽しい時を過ごし、帰りに二本の小さな苗木をお土産として渡され、我が家のせまい庭の片隅に植えました。

何年か後、建物の新築登記を依頼され、真冬に伺ったとき家の中で、小さな鉢に見事な椿の花が咲いており、すごくきれいだと思われていました。「もしかして、子供が学校の遠足で見学に来たのはこのお宅ですか？」と聞くと「そのようなこともありました。」と語られました。

その後更に時は過ぎ、新聞に別海町中西別で、さつき祭りが開催されていることを知り、家族して見に行きました。受付で住所と名前を書き、会場の中に入りますと見事なさつき盆栽が飾られていました。どうして一本の木から赤や白の花が咲き分けるのかとキツネにつつまれた気持ちで見入りました。一鉢買い求め、花柄つみを済ませ、水と肥料を与え何とか冬を乗り越え春が来ました。

六月初旬、さつき祭りの案内ハガキが届き、教えて欲しいこともあり祭り会場に向かいました。一人の方に「昨年ここでさつきを買い、花柄をつんで育てたのですが、一年で10cm位も枝が伸び、ここで飾られている盆栽の咲き方とまるで違うのです。」と話したら「来週土曜の例会の時、花後の剪定の勉強会をする予定なので、良かったらそのさつきを持って来なさいと。」とのこと。言葉に甘えて持参する

と勢定の仕方はこのようにする、更には、針金掛けをしてくださいました。「良かったら来月の例会にも来ませんか？」とさそわれ、その後入会し、現在に至っています。

入会してから二、三年が過ぎ、親子遠足のときいただいた苗木が二本、ちっとも大きくなりず、どうしたもんやらと思いながら鉢で育てていることを話すと、会長は、「大西さんの庭を見学に行った事があり、その時大西さんは。地下足袋を履いて家から出てきた。」と話されました。子供がいただいた苗木が大きくなりないことに大切な意味があるので、「来月その苗木鉢を持ってきて下さい。」と言われた。

持参すると「このシャクナゲはめずらしいシャクナゲだよ」と言われ、もう一鉢の木をながめ「これは何の木かわからんなあ」とおっしゃいました。他の会員が「もしかしてやしおではないか?。」と言われ、赤やしおと白やしおツツジがあると説明を受けた。翌年初めて花が咲き、その色は赤であった。

数年後にテレビのニュースで、道内のどこかの地で赤やしおの花が咲いていることを伝えていました。ニュースで伝えるほどの珍しい花であることを私はそのとき分かりました。

学校依頼の親子遠足を受け入れ、^{みしょう}実生から何年か育て上げた苗木。しかもその苗木がなかなか手に入らない品種で、子供たちに土産に用意して待つ、奥行きの深い人だと気づくまでに、苗木をいただいてから優に25年の月日がかかりました。

「松浦武四郎展」を観て

釧路土地家屋調査士会 十勝支部

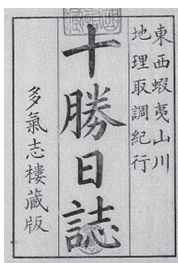
加 納 芳 郎



「北海道」という呼び名はいつ生まれたのでしょうか。明治新政府が太政官布告で蝦夷地を「北海道」と改称したのは、明治2年（1869年）8月15日のこと。昨年（2018年）は改称から150年目にあたり、これを記念したイベントのひとつとして「幕末維新を生きた旅の巨人、松浦武四郎」展（2018.12/15～2019.2/11）が北海道立帯広美術館で開催された。北海道は、伊勢国（三重県松坂市）に生まれた武四郎（1818～1888年）と深い縁があると知り、松浦武四郎展を観てきた。

武四郎（画像①）と北海道のかかわりは次のとおり。

- 1 蝦夷地を6回踏査。彼は28歳から41歳にかけて、一介の志士として3回、幕府の御雇として3回、合計6回に及ぶ蝦夷地の踏査を行い、蝦夷地の実情やそこに暮らすアイヌ民族の生活状況などを詳細に記録し、それを出版した。私が住む十勝には、6回目の踏査の際に入り、その記録が「十勝日誌」（画像②）として文久2年（1862年）に刊行された。「十勝日誌」は、帯広の有名菓子店の菓子詰合わせの名称としてご存知の方も多と思う。



①松浦武四郎

②十勝日誌

- 2 北海道の名付け親と呼ばれる。彼は新政府の意を受け、明治2年（1869年）7月、国郡の名称とその境界、道名に関する意見書を提出した。道名の意見書では「日高見道」「北加伊道」「海北道」「海島道」「東北道」「千島道」の6案が提案され、日本書紀や古代中国の文献などを引用しながら、それぞれの命名理由を挙げている。このうち「北加伊道」が北海道の元になったと言われる。
- 3 彼が提案した国郡の名称のうち、約9割が採用され、北海道への改称と同時に11国86郡が置かれた。私が住む「十勝」、帯広周辺の「河西郡」、「河東郡」などもそれである。
- 4 6回の蝦夷地踏査でアイヌの人々から得た山川のアイヌ語地名は約9800箇所のにのぼる。これらは自筆の東西蝦夷山川地理取調図に示され、安政6年（1859年）に刊行された。松浦武四郎展で展示された取調図を見ると、川の支流にいたるまで詳

細に山川名が書き込まれており、気の遠くなるような作業だったと思われる。武四郎は踏査の際、野帳（当時は、のちょうと読んだ）を懐に携帯し、都度記録した。取調図はそれを元に作られた。

膨大な展示物から、武四郎が北海道という土地とそこに暮らすアイヌ民族に深い関心をよせ、親しみを感じていたことが伝わってくる。それは自筆の蝦夷人舞踏之図（画像③）にアイヌの人々の踊る姿が生き生きと描かれていることからわかる。

前述の「十勝日誌」には、彼の十勝での足跡が載っており、私はそのいくつかを今回訪問してみた。

- 1 音更町鈴蘭公園の武四郎の歌碑（写真④）。歌碑の案内板には「武四郎は安政5年（1858年）箱館奉行所の命を受け、富良野経由で音更に入った。音更川河口付近の惣乙名（総酋長）シリササの家で宿泊した」とある。



③蝦夷人舞踏之図

- 2 帯広市チョマトウ。ここの案内板には「チョマトウはアイヌ語で恐ろしい沼の意。武四郎はこの沼のことを記録に残している」とある。
- 3 中札内村西札内の武四郎の歌碑（写真⑤）。歌碑の案内板には「武四郎は1858年、サツナイコタンの乙名（酋長）マウカアイノの家に一泊し、鹿肉の馳走を受けた」とある。

このように、北海道は武四郎の存在なくしては語れない。北海道に暮らす私たちは、武四郎の案に由来する地名を目にしない日はない。我々土地家屋調査士の業務ではなおさらである。今回の松浦武四郎展は、こうした先人の働きのうえにいま生きていることをあらためて実感する良い機会となった。



④鈴蘭公園歌碑



⑤西札内歌碑

画像①③の出典：「松浦武四郎」展図録
（北海道立帯広美術館他 2018-2019年）

金星は嬉しいけど、長寿がいいな。

釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部

毛利 安 男



新しい元号の幕開けの年にあたり、私達土地家屋調査士が無事平穏に過ごせ、今年も素晴らしい年となりますよう、ご祈念申し上げます。

三碧木星・昭和27年生れの私は平成2年に土地家屋調査士試験に合格し、25年間の空白の後、同じく三碧木星・平成27年12月1日に釧路土地家屋調査士会に入会致しました。30～40歳の時に取得したビル管理士（建築物環境衛生管理技術者）や一般旅行業取扱主任者（総合旅行業取扱管理者）として仕事をする選択肢もありました。しかし難関な競争資格で貴重と思われる青春時期に丸々3年もかけて大変苦労して取得し社会的ステータスの評価も高い“土地家屋調査士”にやはり魅力を感じ続けており、誇り高きこの職を選びました。右も左も業界の奥深さも分らず63歳からの開業に踏み切って既に3年経つ今も、公務員だったおかげの年金暮らしの域から脱却してない、格好だけの土地家屋調査士さんになっている儘です。入会直後に研修して取得できたADR土地家屋調査士認定登録で何とか面子を保っているような有様です。本格的に高価な測量機器を購入してもジャンジャンバリバリ仕事に打ち込みお金を稼ごうとする意欲と力量は残念ながら生まれつき希薄のようで？引っ込み思案の小心者です（苦笑）。でも私と同様若くないスタートで志の高かった大金星の伊能忠敬に少しでも近づきたいと精進していくつもりです。

志が高く立派な人といえば、平成31年1月16日に引退表明した第72代横綱・稀勢の里。どの横綱よりも真っ向から逃げることなく相撲に取り組み続けていました。白鵬も鶴竜も一度のチャンスで横綱昇進を果たした。白鵬が全盛期の時でも真っ向相撲を取ればまだ三役だった稀勢の里の方が勝っていました。真摯な姿勢でどんな時でも土俵に臨み続けた格調高い稀勢の里関。『ここは絶対星を落としてはならない』という肝心な時でさえ、なりふり構わず突進して来る小兵の攻撃をまともに受けては銀星を与えて

しまっていた（琴奨菊や栃ノ心に自信を与え大関に育て上げたのは稀勢の里とも云えるでしょう）。1度で決めるべき横綱昇進を4度も見送ることとなりました。今でも鶴竜より力量は上のようなのにそれでも横綱ゆえの金星を与え過ぎてとうとう引退を余儀なくされてしまいました。平成29年3月春場所左肩を痛めての見事な連続優勝！怪我が完治することなく土俵から去ってしまい、ホントに淋しい限りです。

年を取ってからの無理な仕事や運動を続けていくと命取りとなり簡単に寿命が縮まるのは明らかです。仕事の要領もよく呑み込めていない愚直でもある私では、お金の報酬に絡む責任感で仕事にがんじがらめになりがちでストレスによる睡眠障害になる事もあります。趣味のマラソンに記録を狙って過度の走り込みをしてしまうと足腰を痛めて大事なサロマ湖100kmマラソン大会等に完走できなくなる、そういう恐れは避けていきたいものです。

ほどほどに仕事をして、趣味の資格取得受験旅行やマラソン大会参加旅行を続けられる“ちょっぴりの潤い”と“健康維持”が出来る。身体を動かし入浴で汗を流し、冷え旨ビールで喉を潤し夜を締めくくる。何もかも忘れてぐっすり寝られ、翌日を迎えるような“今日死んで明日生き返る”毎日をリフレッシュして暮らせる、これが一番じゃないかと思います。



オンライン申請のすすめ

釧路土地家屋調査士会 業務部



オンライン申請

やらなきゃいけないと思うんだけど、設定や操作が面倒。
それに、あまりメリットも感じられないし...

えーっ、まだやってなかったんですか～ 信じられない...
以前のJavaを使っていた頃に比べ、環境設定は楽になったし、
申請用ソフトや署名ツールなど、使い勝手も良くなっている
んですよ。それに、メリットだって結構あるし...



メリットね...



- ・登記完了のお知らせが、すぐにメールで送られてきます。
- ・補正の際は、法務局に行かなくても、事務所のパソコンや、出先からノートパソコンでもできます。
- ・調査報告書、地積測量図、建物図面などは、PDFやXML・TIFデータで送信することで、プリントしなくても済み、経費の節減につながります。
- ・面倒な原本還付用の書類作成も、PDF化して電子署名すれば、コピーしていくつもゴム印・印鑑を押さなくてもOKです。
- ・登記事項証明書だって、オンライン申請で取得すれば安くなるし、申請は夜の9時までできるから、前の晩に準備しておくこともできます。

そしてね、まもなく資格者代理人方式により
法定添付書類の原本提示も省略できるようになるんだって。
コンピュータ化されていない資料の収集など、
法務局へ行かなければならないこともあるけど、
登記申請が完全オンラインでできるようになる
という話ですよ。





う〜ん、でも、
環境設定が...



まずは、土地家屋調査士の電子証明書を取得しましょうね。

ダウンロードの説明は、日調連会員のページ→オンライン申請関係（セコム
パスポート for G-ID）に書かれています。以下はPCの環境設定の流れです。

1. オンライン申請関連ツール（旧バージョン）のアンインストール
 - ・ICカードドライバ ・電子署名プラグインソフト（Signed PDF）
 - ・XML 署名ツール ・ICカード検証ツール
2. 信頼済みサイトへの登録
 - <https://t-k-download.moj.go.jp/>
 - <https://touki-gw.moj.go.jp>
3. ポップアップブロック機能の設定
 - www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp
4. 【Windows 8.1, 7, Vista】.NET Framework4.5.2又は.NET Framework4.6
【Windows 10】.NET Framework4.6 のインストール
 - <http://msdn.microsoft.com/ja-jp/vstudio/aa496123>
5. 政府共用認証局の自己署名証明書のインストール
 - <http://www.gpki.go.jp/apca2/APCA2Root.der>
6. 申請データ（XML文書）とInternet Explorerの関連付け
7. 申請者情報登録
 - <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>
8. 申請用総合ソフトのインストール
 - <https://t-k-download.moj.go.jp/application/update/ShinseiyoSogoSoft.application>
9. Acrobat Reader DC のインストール
 - <https://get.adobe.com/jp/reader/otherversions/>
10. XML 署名ツールのインストール
 - http://www.chosashi.or.jp/members_new/docs/online/xmlsign.zip



ご安心ください！

釧路土地家屋調査士会では、サポート担当者が、あなたの
事務所に伺って、オンライン申請のための環境設定、各種
ソフトの使い方をご指導いたします。 詳細は事務局まで。

○×△□
! ? ...



【オンライン申請のサポート窓口】

釧路土地家屋調査士会 0 1 5 4 - 4 1 - 3 4 6 3

オンライン申請サポート担当

中村 浩司 0 1 5 5 - 6 2 - 2 6 1 6

松田 整 0 9 0 - 9 0 8 0 - 1 5 4 5

《 会 の う ご き 》

自 平成30年8月～至 平成31年2月

月	日	主 要 事 項	開催場所	開催時間	備 考
8	22	常任理事会	各会場（WEB会議）	15:00～17:00	坂下・丸尾・前田・松田・進藤・加納・野田
	24	全調政連ブロック連絡協議会打ち合わせ会	札幌会会議室	15:00～17:30	岡崎会長
9	12	業務部会	事務局会議室	11:00～12:00	前田・松田・遠藤・榎本・小野寺・横山
	〃	研修部会	〃	13:00～15:00	〃
	〃	第3回理事会	〃	15:00～17:00	15名出席
	28	登記基準点寄贈式（公嘱協会）	北見市役所	15:00～16:00	（公嘱協会）山腰理事・市村理事 （調査士会）長岡
	30	受験ガイダンス（十勝支部管内）	とかちプラザ	13:00～15:00	講師：河合・坂口・渡部尚博 本会：丸尾・松田・小野寺・加納
10	6	オホーツク支部表示登記無料相談会	北見芸術文化ホール	10:00～15:00	オホーツク支部2名 畠山要蔵・岡久
	7	「全国一斉法務局休日相談所」法務局主催	釧路地方法務局会議室	10:00～15:00	遠藤理事
	8	第1回全国会長会議	東京ドームホテル	13:00～17:00	坂下会長
	9	〃	〃	9:30～12:00	〃
11	4	十勝支部表示登記無料相談会	とかちプラザ	10:00～16:00	十勝支部5名 渡部尚博・松田・中村浩司・加納・鎌田
	10	ブロック役員会	札幌会会議室	14:00～17:30	坂下会長・丸尾副会長
	14	常任理事会	各会場（Web会議）	15:00～17:00	坂下・小泉・丸尾・前田・松田・進藤・加納
	14	土地家屋調査士会総務担当者会議	土地家屋調査士会館（東京）	13:00～17:30	野田理事
	15	〃	〃	10:00～12:00	〃
	17	第2回全体研修会	プラザさいわい	10:30～17:00	会員41名 補助者1名
	28	ブロック協議会正副会長会議	札幌会会議室	14:15～15:30	坂下会長・丸尾副会長
12	7	第3回支部長会議	釧路プリンスホテル	13:00～14:00	8名出席
	〃	第4回理事会	〃	14:00～16:00	16名出席（オブザーバー含む）
	18	えせ同和行為対策関係機関連絡会	端野町公民館（北見）	14:00～16:00	長岡理事
	28	仕事納め			
1	7	仕事始め			
	7	法務局新年挨拶	釧路地方法務局	13:30～13:45	坂下・寛・小泉
	10	調査士法違反実態調査 十勝支部	帯広支局	9:00～16:00	十勝支部8名
	16	調査士法違反実態調査 釧路支部	釧路地方法務局	9:00～15:00	釧路支部4名
	〃	第2回全国会長会議	東京ドームホテル	13:00～17:00	坂下会長
	17	〃	〃	9:30～12:00	〃
	18	全体研修会事前テスト	各会場	18:30～19:30	野田・松田・小野寺・前田
	22	全調政連第1回役員選任管理委員会	土地家屋調査士会館（東京）	13:30～17:00	岡崎会長
	24	調査士法違反実態調査 オホーツク支部	北見支局	10:00～16:00	オホーツク支部8名
	25	広報部会	事務局会議室	10:00～15:00	加納・遠藤・長岡
	〃	旭川会研修会	旭川市ときわ市民ホール	13:30～16:30	釧路会2名
	26	受験ガイダンス（釧路支部管内）	釧路市生涯学習センター	13:30～15:30	講師：河合・渡部尚博 本会：遠藤・小泉・進藤・野田

《会 員 異 動》

訃 報

釧路支部 西 勝 道 殿

平成31年1月6日 逝去（享年81歳）

昭和53年2月に当会に入会以来、長年
役員として会の発展に尽力されました。
心より御冥福をお祈り申し上げます。



新 入 会 員



十勝支部 丸 尾 慶 樹 会員

平成31年2月1日登録

事務所所在地 河東郡音更町大通12丁目10番地

生年月日 平成3年9月20日

電話番号 0155-42-8801

《登録事項変更》

河 合 崇 之 （十勝支部）自宅住所 帯広市西3条南27丁目20番地2

《会員数 平成31年2月1日現在 79名》

編 集 後 記

最近いじめによる子供の自殺が新聞やテレビで報じられております。また、親による我が子の躰と称した虐待が目立っております。躰という字は身に美しいと書くのですが、この親たちは躰という字を知らないと思います。親であることは一つの重要な職業だ、しかし「未だかつてこの職業の適正検査が行われたことがない」とイギリスのバーナードショーが述べております。これからは親になることについて試験が必要になる時代がくるのかもしれませんが。物が無かった時代のほうが隣近所は助け合い、むしろ心は豊であったと思います。時間も今のようには慌ただしさはなく、緩やかーに時が流れていたのではないか、そんな時代が改元を期にもう一度来ないものかと思えます。

広 報 部 長 加納 芳郎

広報担当理事 遠藤 博文 長岡 秀和

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

【好評図書のご案内】



改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 本体6,400円+税

- 土地境界について体系的・網羅的に扱う唯一の理論書。新たな裁判や実務動向を踏まえた、待望の改訂版。
- 境界の判定手法とその理論のみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について、法律問題に立脚して言及。

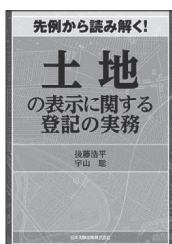


先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円+税

- 事務処理上有益な「主要79先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 主要先例に関連する「関係30先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（4、5巻）』にて確認できるよう工夫。



先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税

- 事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（1～3巻）』にて確認できるよう工夫。



相続実務が変わる! 相続法改正ガイドブック

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安重洋介 著

2018年9月刊 A5判 280頁 本体2,400円+税

- 改正に関する要綱仮案、中間試案、法制審議会部会の議事録、関連書籍や論文等から、相続法改正を徹底分析。
- 変更点が一目で一覧できる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の条文、及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」条文を、巻末付録として収録。



Q&A 不動産の時効取得・ 瑕疵担保責任に関する法律と実務 占有・援用・登記・売買・契約不適合・現況有姿

末光祐一 著 2018年8月刊 A5判 712頁 本体6,700円+税

- 取得時効について、様々な類型に分類し、判例・先例・実例を踏まえ解説。登記手続や訴状作成における請求の趣旨についても解説。不動産売買における物理的・法的瑕疵から心理的瑕疵までを、多数の判例を踏まえ解説。民法<債権法>改正についても、新旧条文比較表を用いながらポイントを解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部)

www.kajo.co.jp

ツイッター ID: @nihonkajo

土地家屋調査士の皆さまへ
業務効率化をかなえる支援システムのご案内

BBC

調査報告書対応

IJCADAutoCAD互換

表示登記申請システム

+

CAD図

**表示登記も、建物図面も、
土地図面も、これひとつ。**

登記情報を一括で請求→様々な書類に連携可能!

境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。

登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理。

図面作成デモ動画を配信中!

表示登記申請システム

検索

50筆でも
100筆でも
一括請求!

物件や所有者だけでなく
乙区の情報も取込めます。

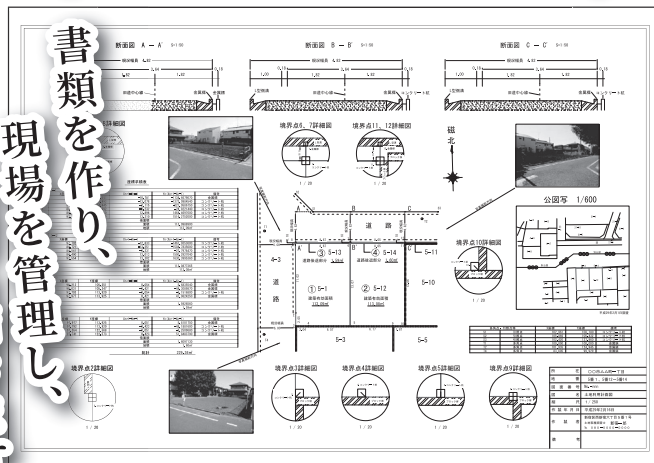
オンライン申請⇔書面申請は、

登記の目的のチェックをON/OFFのみで切替!

連件順位もこの画面で入力しておく連件申請としてデータを関連付けするので、異なる法務局や別の連件データを一緒に送信可能。

添付書類に
一括で
署名可能

書類を作り、
現場を管理し、
図面も描きます!



表示登記
システム
+
CADシステム

¥321,500(税別)

5年リース 月額¥5,979(税別)

表示登記
システム

¥218,000(税別)

5年リース 月額¥4,054(税別)

※年間保守契約が別途必要です

株式会社ビービーシー
www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



最新のデジタル環境で、
登記業務の効率化

マルチディスプレイ対応!

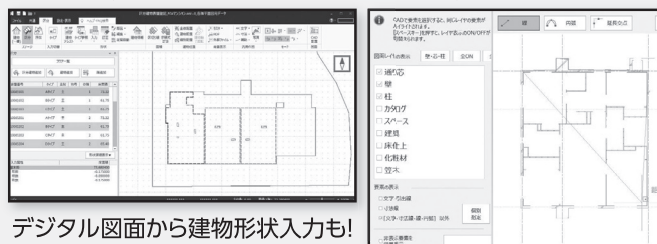
組み合わせ広がるマルチディスプレイ



「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや
基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手数を削減



デジタル図面から建物形状入力も!

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

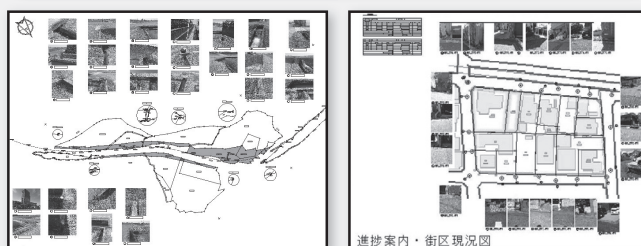
ラスタ写真
一括配置・
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

<http://const.fukuicompu.co.jp>

検索

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

『測れる』か？ 『測れない』か？

俺はそんな事を、気にしない

『常識』知らずの『GNSS』

A new level of Productivity

Trimble R10 GNSS

The NEXT Generation of Surveying Technology from Trimble

Trimble R10 は、小型でシンプルなおうえに、パワフルで素早いGNSS測量を実現。
GNSSのパイオニアである責任は、歴史と経験に基づいた
圧倒的な生産性を提供することにあります。

Trimble R10は場所を選びません。条件も選びません。
『測れるか？ 測れないか？』 そんな心配は、もうありません。

— 新しいレベルの生産性を、あなたに —

【北海道地区正規販売代理店】

株式会社旭川システムサービス

〒078-8217

旭川市7条通19丁目左8号

TEL 0166-33-3900 <http://www.asspythagoras.com/>

アイザック株式会社

〒065-0008

札幌市東区北八条東八丁目2番1号 八条ビル5階

TEL 011-733-3577 <http://www.aizax.com/>



株式会社ニコン・トリンブル
www.nikon-trimble.co.jp

製品の価格、仕様、その他の詳細情報は、各社のウェブサイトまたは登録情報です。